HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地方財政「窮乏」と教育費政策の展開 : 1930年代の動向
Author(s)	逸見, 勝亮
Citation	北海道大學教育學部紀要, 22, 111-122
Issue Date	1973-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29087
Type	departmental bulletin paper
File Information	22_P111-122.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

地方財政「窮乏」と教育費政策の展開

——1930年代の動向——

逸見勝亮

The Development of the Public Finance Policy under the Local Finance "Distitution"

— Trends in the 1930 s —

Masaaki HENMI

はじめに …… 111
1. 地方財政「窮乏」下における教育費の削減 …… 112
2. 教育費政策の展開 …… 117

はじめに

戦前の日本においては，教育制度，教育行政機構，教育内容などに関しては，天皇または政府によって決定されていた。そしてそれとはウラハラの関係で，学校の設立，教員俸給支弁，教員養成・確保など教育諸条件の整備は，こと義務教育と青年教育を柱とする一般国民教育に関しては，その大部分が国政委任事務として道府県・市町村の責任と財政負担においてなされなければならなかった。しかもそれはただ，国家的基準を遂行するという形をとってなされたのであった。

一方，膨大な教育費の負担をおしつけられていた地方財政はどうであったのか。

地方財政制度は，急速かつ膨大な軍事費調達と資本蓄積促進のための中央集権的国家財政制度の不可分の一環として，有力財源を国家財政に奪われて脆弱な財政基盤しかもちえず，教育費以外にも多額の国政委任事務費の負担をおしつけられて，きわめて，不安定な状態にあった。

このような地方財政制度のもとでは，道府県・市町村の手による教育諸条件の整備は，非常に低い水準に終始することを意味していた。そのうえ国あるいは地方の財政的危機は，財政制度のよりいっそうの中央集権化をはかることによって打開されようとし，負担の住民への転嫁，地方財政の支出の抑制として展開した。

しかるに，1930年代にいたって，従来の脆弱な地方財政の基盤は，大恐慌，農業恐慌によって直接的打撃を受け，地方財政を危機的状況におとしいれた。教育費削減は当然のことのように全国的に行なわれ，教育諸条件は劣悪化の一途をたどった。しかもそれは，長期間にわたった。のみならず，地方財政の危機状況の進行は強固な地方支配体制と官僚的教員統制の動揺をもたらすにいたったのである。今や全般的財制度の改革なしに，一方での軍事費の増大，国政委任事務のおしつけ，他方での地方財政の改善，地方支配体制の戦時にふさわしい強化をはかることは不可能であった。また教育費削減問題の解決，低水準の教育諸条件の改善あるいは教

育制度の改革も，教育費負担を従来の如く地方財政におしつける財政制度のもとでは実現されえないまでにいたった。

1. 地方財政「窮乏」下における教育費の削減

大恐慌の影響は，まず対米輸出の最重要商品生系の大暴落をはじめ，卸売物価指数（商工省）が1929（昭和4）年を100とすれば1930（昭和5）年には85.5，翌年には69.7と急落するなど価格の大暴落として最初に現われた[1]。

工業部門では，不況カルテル結成，生産制限，賃金切下げ，解雇，労働強化などの産業「合理化」が急激に進行した。

日本の総生産高は，1929（昭和4）年150億円から翌々年には実に100億円へと減少した。内地対外輸出額は同じく21億円から11億円へ，輸入額は22億円から12億円へと半減した[2]。これにさらに貿易外収支の赤字がつけ加わった。

かてて加えて，農業恐慌の進行は経済的打撃を一層深刻なものとした。それ以前にも慢性的な停滞ないし低落傾向にあった米価はもちろんのこと，大恐慌の影響を直接的に受けた繭価は一挙に低落し，それは他の農産物に波及し，農家経済は重大な危機に瀕した。しかも工業製品の価格低落以上に農産品のそれは激しく低下し，いわゆるシェーレ現象によって農民の生活は困窮をきわめた。

これらの事態は，地方財政にたいしては税収入の減少となって波及しないではおかなかった。大恐慌以前からすでに地方税収入の停滞現象がみられたが，1929（昭和4）年を境に一気に減少傾向をたどる。税収入が1929（昭和4）年度の水準に戻るのは，道府県では1936（昭和11）年，市では1933（昭和8）年，町村段階では実に1941（昭和16）年のことであった[3]。

税収入の減少に伴ない，地方財政の歳入における税収入の占める比率は，内務省地方局「地方財政概要」によれば，やはり1929（昭和4）年を境として低下し，税外収入の比率が高くなっていく。しかも税外収入のなかでも国庫補助金と公債の比重が飛躍的に増大した。不安定な地方財政の基盤は一層不安定なものとなったのである。この過程で地方財政の中央集権的強化と，附加税制限率を越えた高率課税がなされるなど特に町村段階における財政「窮乏」の農民層への転嫁とが進行した。そして支出は抑制されざるを得なかった。

市町村歳出中教育費（公学費）の占める比率は，1930年代を通じて21～28％と他の費目に比して著るしく高い。財政的に最も不安定であった町村財政だけをとり出してみれば，地方財政における教育費の位置は一層明瞭である。次表〈表-1〉に示したように町村歳出中に占める教育費（公学費）の割合いは，ほぼ40％である。また町村教育費（公学費）は，例を1929（昭和4）年度にとれば，町村教育費（公学費）235,899,221円のなかで町村立小学校費は，205,269,454円であり約87％にも達している。

しかも教員俸給費が，町村教育費（公学費）のなかで，50～60％の高率を占めていた。

市町村特に町村歳出においては，教育費（公学費）がほとんど半額を占め，教員俸給費は，常に1/4から1/3にのぼった。これら初等教育に関する費用は，「市町村の最大の委任事務費であり……多額の小学校費は，市町村財政を強く圧し」ていたのである[4]。

初等教育関係諸経費の負担が地方財政にとってきわめて過重なものであったことは，議会における建議など，さまざまの形で国庫補助金要求がくり返し行なわれたことによく示されている[5]。

このように教育費が，脆弱な財政基盤にたつ地方財政のなかで最も高い比率を占めているという教育費負担の構造は，脆弱な財政基盤の故に恐慌の過程で，教育費支出を縮少するという形において動揺をきたさざるを得なかった。〈表-1〉によって町村教育費（公学費）の削減の状況をみれば，1926（昭和元）年を100とすると1929（昭和4）年には前年110から101へと急激

表—1　町村歳出中教育費及町村立小学校教員俸給費の推移

年度	町村歳出総額		教育費（公学費）			町村立小学校教育俸給費	C/B
	実数（A）（円）	指数	実数（B）（円）	B/A（%）	指数	（円）（C）	（%）
1926	500,279,574	100	231,882,461	46.35	100	116,334,454	50.16
1927	540,777,580	108	241,213,420	44.60	104	122,072,748	50.60
1928	560,821,930	112	256,132,052	45.67	110	127,149,502	49.64
1929	529,609,528	106	235,899,221	44.54	101	129,309,677	54.81
1930	498,147,570	100	213,334,298	42.82	92	129,171,306	60.54
1931	488,937,099	98	197,723,655	40.43	85	125,728,050	63.58
1932	593,723,528	109	199,345,796	36.66	86	123,550,468	61.97
1933	547,059,752	109	202,816,370	37.07	87	121,710,349	60.01
1934	539,631,076	108	214,853,579	39.81	93	124,640,941	58.01
1935	560,377,183	112	224,908,617	40.13	97	126,366,638	56.18
1936	570,637,575	114	230,811,039	40.44	100	127,590,892	55.27
1937	516,860,463	103	230,306,977	45.03	99	129,838,701	56.37
1938	533,859,908	106	230,353,314	43.13	99	131,591,622	57.12

「文部省年報」より，但し町村歳出総額は内務省地方局「地方財政概要」によった。

表—2　市町村立小学校児童・学級数の推移

年度	市町村立小学校児童数		市町村立小学校学級数	
	実数	指数	実数	指数
1926	9,211,201	100	162,365	100
1927	9,423,977	102	165,845	102
1928	9,606,445	104	169,694	104
1929	9,786,931	106	173,519	106
1930	10,038,305	108	175,910	108
1931	10,308,755	111	177,693	109
1932	10,639,958	115	181,170	111
1933	10,960,686	118	185,187	114
1934	11,117,856	120	189,230	116
1935	11,351,673	123	192,969	118
1936	11,492,684	124	196,337	120
1937	11,717,136	127	200,668	123
1938	11,901,539	129	203,744	125

「文部省年報」より

に減り，以後92, 85, 86, 87, 93, 97と町村歳出税額の削減ないし停滞傾向(28年112, 29年106, 30年100, 31年98, 32年109)よりきわだったものとなっている。教育財政にたいする恐慌の影響は，教育費の削減として明瞭にみてとれる。しかし，恐慌の影響を教育費の削減とだけみることは正確ではない。例えば市町村立小学校学級数などは一貫して増加の傾向をみせているからである。1926(昭和元)年を100として試算された市町村立小学校児童数と学級数を比較した〈表-2〉は，1930(昭和5)までは児童数の増加にみあって学級数が増加しているが，1931(昭和6)年以後は学級数の増加は，児童数の増加にみあっていないことを示している。数量的に削減されてはいないが，実質的な削減といえよう。いずれにしても教育費削減に伴ないそれまでも低水準に抑えられていた教育諸条件の劣悪化が急速な勢いで進行したのであった。

さて，ここで教育費削減の形態として最も顕著であり，国庫補助金増額措置などその後の教育財政政策を必然化する重大な要素でもあったと思われる，小学校教員俸給不払い，俸給支払延滞などに立入ってみよう。

小学校教員俸給は，「小学校令施行規則」にその国家的基準が決定されていたが，俸給支弁の具体的責任は市町村におしつけられていたから，地方財政基盤の脆弱性の故に，俸給支弁が国の定めた基準どおりに実現しない状態は生じ得るはずであった。

石戸谷哲夫氏は，すでに「大正十三年頃からすくなくも山梨，福島，栃木，茨城，秋田の諸県下には，教員俸給不払の町村が生じていた」と指摘されている[6]。「教育週報」も「到る所に俸給不払続出す，秋田県下小学校教員の窮迫」と秋田県下の各地で，1928(昭和3)年2月ごろから俸給不払い，延滞問題が起っていると報じていた[7]。

そして恐慌のさなか全国的様相を呈するにいたる。新聞は「全国的に恐るべき教員の受難時代来る，町村の緊縮は先づ教育費に，減俸整理の大あらし」と学級整理などとともに，教育に対する「合理化」がおしとどめがたく進んでいることを伝えた[8]。またほとんどありとあらゆる教育雑誌，地方行財政，農業関係の雑誌が，地方財政と教育費および教員俸給の不払い，延滞など教育費の削減に関心を払った。

教育俸給の不払い，延滞などの全国的な実態は必ずしも詳かではない。帝国教育会の1931(昭和6)年2月の調査によれば，24県492町村で俸給の不払いが，10県で寄附の名による減俸措置，諸手当・賞与の全廃あるいは減額，学級整理が行なわれていた[9]。翌年6月同会調査によれば20府県565校において不払いが行なわれていた[10]。1932(昭和7)年6月末日「俸給未払額は154万余の多額に達し，未払町村数は1,261ヵ町村を算し，町村数において全国町村数の1割以上を占むという状態」にあった[11]。また，退職という名に隠れた馘首，休職，加俸令の適用を避けるための転勤なども盛んに行なわれた。

これら町村のやむを得ざる措置の進行と同時に，全国町村長会が決議した師範学校卒業者の初任給引下げのように，いわば合法的に俸給を引下げて支出を抑えることが考えられた。次に掲げる〈表-3〉は，町村当局者の要請を受けて，道府県による初任給引下げが1930(昭和5)ごろから全国的に行なわれるようになったことを物語っている。

初任給引下げは，俸給表の改正(「小学校令施行規則」改正，1931.6.17)，年功加俸の引下げ(「市町村立小学校教員加俸令」改正，1931.6.24いずれも文部省令)とともに，文字どおり権力的な減俸措置であった。

さらに小学校教員の「需給関係の調節を計らん」[12]として，農業県を中心として師範学校生徒募集が停止された(文部省普通学務局「師範学校ニ関スル調査」によれば，募集停止を行

表—3　師範学校卒業者の初任給（全国平均）　（単位 円）

年度	本科第一部		本科第二部	
	男子	女子	男子	女子
1926	48.00	41.11	48.79	40.86
1927	48.81	40.98	48.79	40.93
1928	47.95	40.98	48.79	41.05
1929	48.79	41.16	48.79	41.13
1930	48.18	40.76	48.18	40.70
1931	46.31	39.02	46.25	39.02
1932	46.26	38.80	46.08	39.76
1933	46.30	39.02	46.30	39.02
1934	46.20	38.74	46.44	38.80
1935	45.49	38.85	45.81	38.98
1936	46.15	37.65	46.39	39.22
1937	46.54	38.76	46.48	39.72
1938	46.26	38.82	46.30	38.93
1939	47.02	39.48	47.02	39.56
1940	48.65	40.87	48.00	40.89

「師範学校ニ関スル調査」より

なった学校は1931年10校，32年15校，33年13校，34年9校となっている）のをはじめ，学級定員，学級数の削減など師範学校規模の縮少が広範囲に行なわれた。学級定員の縮少だけでなく，1931（昭和6）年度には師範学校本科第二部男子の，さらに1932（昭和7）年度から数年間第二部（男女とも）の募集を行なわなかった青森県の場合をみれば，事態は一層明瞭である。「…教員が安心して職務に従事するのでなければ児童教育上悪影響を来すというので昭和六年度より師範二部の募集を当分休止する事になった。…明年三月は（教員を）相当整理しなければ新卒業生を配当する訳にはいかぬ……然し明年から二部の募集を休止するので明後年からは整理しなくともよい心算である……」[13] ここには「需給関係の調節」の内容が示されている。

師範学校規模を縮少することが，道府県財政にとっても意味があったことはもちろんであるが，教員の供給源を縮少するによって，正教員数の増加を可能な限り少ないものにし，教育費の増大を抑えることができるという効果が町村財政にとっては重要であった。

また，前述した師範学校卒業者の初任給引下げなどの減俸措置とともに，町村の当局者をして教育費削減を容易ならしめることが，内務行政にとっては，支配秩序と行政機構の維持安定をはかるという点からも必要なことであったのである。

ところで，教育俸給の不払い，延滞は，1930年代初頭にだけみられたのではなかった。恐慌のさなかのように全国的でになかったにしても，国庫補助金の増額と度重なる不払い禁止の行政指導が行なれわたにもかかわらず，俸給の不払いは1938（昭和13）年ごろまでみられた。特に東北地方においてそれは顕著であった。

岩手県の場合，1934（昭和9）年の冷害による損害は，1931（昭和6）年の不作の4倍を越えたといわれ，9月10日現在の調査では，不払い校38，金額13,565円に達し，なかには「一カ月の俸給を十六回に分割支払を受けたる所」もあったという。さらに十月末日現在の調査によ

れば，103校で不払いが行なわれ，その金額は33,855円におよんだ[14]。

他の東北諸県の状態は〈表-4〉のようであった。

1936(昭和11)年6月，秋田県では，俸給不払いは県下1市9郡中秋田市を除く9郡94町村156校，1,942名の教員におよび，その金額は10万9千円に達し[15]，青森県でも，10町村237名の教員が「ひどい所は九月以来一度も俸給が入らぬ……実際は右の数字以上に尚相当の未払あるもの……」(同年12月)という状態にあった[16]。

1938(昭和13)年にいたってもなお，文部省が「…苟も教員俸給の支払を延滞せしむるが如きことなきを期する」ようにと通牒を出さざるを得ない状態が依然として跡を絶たなかったのである。教員の経済的条件の全般的な悪化は，〈表-5〉に掲げる恐慌を境とする平均月俸の低下とその後の停滞に端的に示されている。

教員の経済的条件の逼迫に象徴される教育諸条件の悪化は，恐慌下の深刻な広がり，その後の長期化とならんで，教育支配体制に一定の動揺をもたらしたことをもその特徴としている。

その現われの第一は，地行方政機構が政府の意のままにならなくなってきたことである。

表—4　東北諸県教員俸給不払いの状況

	町村数	学校数	対象教員数(人)	不払い金額(円)
山形(1934. 10現在)	36	47	782	29,360
秋田(1934. 9現在)	55	85	810	54,703
福島(1934. 6現在)	120	160	1,642	130,212
青森(1935. 11現在)*	10	29	212	12,042

『冷害に伴う凶作の対策』「帝国教育」第663号，1934. 11

* 「青森県教育史」第4巻，853ページ

表—5　町村立小学校教員俸給平均月額(円)

年度	正教員	専科正教員	准教員	代用教員	総平均
1926	60.42	41.14	38.50	34.60	43.66
1927	60.63	41.46	38.46	34.38	43.73
1928	60.87	42.04	38.98	36.20	44.52
1929	60.77	42.38	38.98	34.93	44.26
1930	60.27	42.42	37.99	34.63	43.82
1931	58.96	41.60	37.86	33.12	42.63
1932	58.43	41.86	36.74	33.98	42.75
1933	57.57	40.52	36.82	32.62	41.88
1934	57.62	40.44	36.81	36.62	42.87
1935	57.73	40.37	36.51	32.35	41.74
1936	58.07	39.96	36.14	32.13	41.57
1937	58.68	40.43	36.30	31.72	41.78
1938	59.29	39.90	35.77	31.44	41.60

文部省普通学務局「地方学校職員待遇調査」より

教員俸給の不払いが生じたことは，それ自体としてすでに画一的制度的枠組み，国家基準がそのとおり遂行されていないことを示していたが，町村長会が「教員初任給引下げを要求す。もし容れらずんば更に新卒業生の配当を拒絶す」（愛知県町村長会）[17] との決議を以て県当局に迫るにいたったとき，地方財政に教育費負担をおしつけることの財政的限界はいうにおよばず，町村と内務・文部行政との一定の対立は明らかであった。

第二に，教員統制の末端機構としてあった教育会が，教員の切実な経済要求をその組織内におしとどめ，吸収しきれないまでにいたったことである。教育会は，減俸などに「強硬に反対」し「小学学教育俸給の全部を，速に国庫負担とする」ことを要求した。(1930. 4. 24，全国聯合教育会臨時総会『宣言』)[18]。

道府県教育会もたびたび同様の態度を表明した。しかしながら帝国教育会の政府への働きかけは微温的たる域を出るものでなかった。そのうえ，教員の経済的条件の悪化は長期化し，教育会内部の不満は，ますます強いものとなっていった。次の如き意見が出されざるを得ない状態が生まれつつあったのである。県教育会の席上で一教員はのべた。「法令により保証せられた支給が財政の都合により不払となるは国家不祥の現象であって文部当局の怠慢である。教育者の生活権の擁護は本会の使命である。しかるに帝教（帝国教育会）はこれを一部的地方的なものとして活動不充分である。中央に持ちかけて帝教をして文部省に迫らしてみたい。そのためには帝教から本会の脱退を賭してもよいと考へる」[19] と。

事態の本質は「文部省の怠慢」にあるのではなかったが，このように強硬な主張がなされたことは，一地方の教育会においてではあったが，強力な官僚統制機構の一環に位置づいていた教育会のあり方に，教育会内部から一定の変容を迫る可能性が拡大しつつあったことを示している。

今や，地方財政の脆弱な財政基盤に手を加える全般的地方財政制度の改編か，国政委任事務として教育員の負担を地方財政におしつける教育費負担のあり方を根本的に改めるか，いずれかの選択が迫られていた。

2. 教育費政策の展開

教員俸給の不払い，延滞など教育費削減問題が全国的に広がるきざしをみせつつあった1929(昭和4)年秋，政府は「緊縮政策に伴なう自然の結果たる不景気に対する政策に関しては深甚の関心」を払っていた。「…有力なる府県を除いてはいずれも小学校教員の俸給の如きはもち論県費支弁に係る公吏の俸給等の支払は二ヵ月至三ヵ月位遅れる状態となっておりある地方の如きは町村会の決議を以て（教員の）俸給減額を議決し事態の容易ならざるものがある」と[20]。

にもかかわらず，この段階での政府，文部省の判断は「…教員の意に反して減俸出来ない規定になっているので，たとえ一部の町村会の減俸を決議しても直にそれが全国に波及することもあるまい……もし小学校教員減俸問題が全国的の風潮となるようなことがあればそれでなくとも優遇されていない小学校員にとって大なる脅威であろう」[21] と楽観的観測と不安とが混在した見通しのないものであった。

「全国に波及することはあるまい」との文部省の淡い期待はみごとにはずれ，「全国的な風潮となるようなことがあれば……」との不安は的中した。事態が文部省の予想を裏切って急速かつ深刻に，また長期間にわたって進行したのは先にみたとおりである。

では，政府はどのように対処しようとしたのか。教育費政策としての政府の政策展開はきわめて矛盾に満ちたものであった。

町村が強行した教育費の削減は，浜口内閣の成立と同時に行なわれた金解禁に伴なう財政緊縮政策，いわゆる井上財政に裏打ちされて進行した。1929(昭和4)年7月29日，「現下ノ時局ヲ匡救シテ我国財政ノ堅実ナル発達ヲ庶幾セントスルニハ中央財政ト併セテ地方財政ノ一大整理緊縮ヲ断行シ国民ノ消費節約ヲ促進シ民間経済ノ整理ヲ企図スルヨリ急ナルハ無シ」と内務・大蔵両大臣の地方長官宛訓令が発せられた。そのなかで次のような地方財政の削減を指示した。

① 1930(昭和5)年度予算は，経費の整理節約，計画の中止・減額・繰延を行ない，課税の新設・増徴禁止，公債発行制限によって前年度当初予算より15%減とする。

② 1929(昭和4)年度実行予算も同様の措置をすること。

③ 歳入の余裕は，起債額の減少，旧債の償還，課税軽減にふりむけること[22]。

その結果，1930(昭和5)年度の決算は，前年度に比して僅か5.6%の増加にとどめることができた。翌31(昭和6)年度も削減方針が貫かれ，前年度比にして実に19.4%の削減となった。

このような地方財政の削減は，地方財政にとって教育費負担は「資力不相応」であり財政膨張の原因であるという考え方を背景に，前述したように最も高い比率を占めていた教育費の削減を中心として具体化していった[23]。

教育諸条件の国家的基準を定めておきながら，それが悪化していくのを政府は看過できたか。それが自らの政策の結果であっても，タテマエとして看過することは許されなかった。全国各地で俸給の不払い，延滞，学級整理，初任給引下げなどが行なわれているなかで，文部省は各地方長官に照会を発して調査を開始した(1930. 3. 20)。すなわち「(小学校教員俸給，初任給，住宅料を減額し，平均給を低下した)事実ありや否や……教員俸給減額の理由如何」と[24]。

文部省の態度は「事実調査の結果，警告程度の生温い処置をもって満足せずあくまで教員の地位保護のため断然たる処置に出てもつて官吏減俸案の二の舞を演ぜんとする教員減俸の機運を防止する方針である」と伝えられていたが，具体策をもち得ず結局「事実を確かめたる後，これが対策を講究する事になった」[25]のであった。

事態はきわめて明瞭であったにもかかわらず，一方で「断然たる処置」に出るとタテマエを示しておきながら，他方で具体策を持ち得なかったのは，地方行政に何の権限も有しない文部省が，教育諸条件の悪化に何ら抜本的対策を講じ得ないことを示唆するのにあまりある最初の対応であった。

1929(昭和4)年度最後の日，文部省はようやく「師範学校卒業者の初任給に関してはあるひは従来の金額よりはこれを引下げんとする趣もこれあるやに聞きおよぶところ本件は延いて市町村小学校教員一般の待遇低下に関連する懸念もこれあり，かくて小学教員の志気をそ喪せしめる教育上悪影響をおよぼすことなきを保し難きをもって十分慎重なる御配慮を煩したく命によりこの段通牒す」[26]。

しかし「初任給引下は決して望ましいことではないが文部省としてはあくまでそ止するわけではなく，ただこの初任給引下によって一般平均給の低下にまで波及せんことを憂慮し今回の通牒を発した」[27](傍点は引用者)との文部省の「意向」が同時に伝えられていたことは，教育費削減を行なわざるを得ない政府・市町村(内務行政)と教育諸条件の悪化を前にして，教育削減に反対もできず，したがって「小学教員の志気をそ喪せしめる」のを防ぐこともできずに

いる文部行政の限界をよく示していた。

第48議会を直後にひかえた文部省の態度。

「…小学校教員待遇問題につひて貴族院および野党方面から深刻な質問が出る模様…然も…内務省は地方財政緊縮方針の建前から強ひて（教育費削減に）反対せず全く傍観者的態度をとり，この点文部省と全然所見を異にしているので議会においてこのむじゅんを暴露する弱味があり，文部省は内務省と一応打合せをなす必要に迫られているがそれに止まらず文部省は非常に前途を憂慮し善後策に腐心…」[28]（傍点は引用者）

この報道は正確ではなかった。内務省はけっして「傍観者的態度」ではなく，「地方財政緊縮方針の建前」を貫こうとして教育費削減の主張を積極的に展開していたからである。1930（昭和5）年8月13日，内務・文部両省会談が行なわれた。席上内務省側（地方局長）は「地方財政並に農村の窮情に鑑み地方歳出の大部分を占むる教育費の縮減を計る一手段として小学校教員の減俸乃至は俸給一部の寄附，あるひは学級整理等はやむを得ない旨を力説して文部当局の諒解を求めた」のに対し，文部省側（次官，普通学務局長）は「…教育上すこぶる悪影響を及ぼす事となる…一学級五十人以下でなければ教育の効果は十分挙げ得ないことはもちろんであるから徒に学級の整理を行ふ事は好ましくない」として内務省を批判した。文部省側が「学級整理不可の通牒」を出すとの「強硬な態度を示したため遂に諒解ならず」という結果となったという[29]。

では，文部省は内務省と「全然所見を異にして」いたかといえばそうではなかった。会談の翌日両省次官連名の通牒はこうのべていた。「近時不景気ノ対策トシテ地方ニ依リテハ小学校教員ノ俸給費ヲ減額セントスルノ目的ヲ以テ或ハ教員ニ対シテ寄附金ヲ強要シ或ハ市町村財政上已ムヲ得サルノ範囲ヲ越エテ小学校ノ学級ノ整理ヲ企ツル向モ有之哉ニ聞キ及ブモ此等ノ事態ニ対シテハ予テ夫々御監督相成リ居ルコトトハ存ズル右ハ国民教育上甚ダ憂慮スベキ影響ヲ生ズベキ虞モ有之ニ付テハ充分御監督相成度」[30]。通牒は確かに教育費削減にたいし「充分御監督相成様」に求めたのであるが，学級整理については「財政上已ムヲ得ザルノ範囲ヲ越エテ」行なうことの監督を求めたように，教育費削減を全面的に禁止したというものではなかった。この通牒に前日の会談で見せたという「強硬な態度」を見出すことは困難である。文部省の「強硬な態度」は，タテマエからでなく，「教員の志気をそ喪せしめ」ないためにこそ示される必要があったのではあるまいか。

すでに明らかとなった内務省の教育費削減に関する方針は，地方行政を手に収めているだけに強硬そのものであり，また具体的であった。

「…教育費のぼうちょう（膨張）によりそれでなくても窮乏している市町村財政は更に窮迫を告げているので内務省では市町村予算編成期に際し地方地方教育費を整理節約せしめて地方負担の軽減を計るため」に，学校増設禁止，学級減，二部制，三学級二教員制，増俸制限などを内容とする通牒を発する「意向」であると新聞は伝えた[31]。

「地方財政の急迫を緩和する意味」から「年功加俸は相当減額するが至当である」[32]

「今般高等官等俸給令ヲ改正シテ官吏其ノ他ノ俸給ヲ減セラルルコト相成候ニ付テハ貴庁府県（地方費）ニ於テモ吏員等ノ俸給給料ニ付キ…相当御措置相成様致度…貴管市町村等ニ対シテモ既ニ相当ノ減俸ヲ為シタルガ如キ特別ノ事情ナキ限リ…適当ニ措置セシメラルル致度」と公吏の減俸が求められた（「庁府県（地方費）吏員市町村吏員等減俸」に関する内務次官通牒）ことは[33]，それが教員を直接的対象とするものではなかったにせよ，教員減俸等に拍車をかけ

たことは疑いあるまい。

これらの言明や，通牒の直後に，俸給表（文部省令「小学校令施行規則」）の改正，年功加俸の引下げが（文部省令「市町村教員加俸令」改正）決定しているのは，地方財政に深くかかわるこれら文部省令の改正が，内部省のイニシアティヴの下に行なわれたのではないかと推定される。

もちろん文部省も，教員俸給の不払い，延滞について地方長官の監督強化を指示した(1930. 12. 24通牒)。しかし，それが何の実効をもたらさなかったことは，前述した削減の実態が雄弁に物語っている。

したがって，文部省の態度表明も微妙に変化した。教員層の動揺を抑えることに必死とならざるをえなかったのである。「近時世上あるいは文部省が地方学校教職員の俸給減額を内議せる世の風聞あるも右は全く事実無根の浮説に之有……」[34]。しかし“風聞”は正しく，約2ヵ月後，教員待遇は文部省令によって低下せられた。

教育費の削減は，地方財政にとって見通しのない単なる支出抑制策でしかなく，しかもそれによって「国民教育上甚ダ憂慮スベキ影響ヲ生ズベキ虞」が拡大することは必至の情勢にあった。教育費の削減が地方財政「窮乏」からきている以上，あれこれの行政指導は何の効果もなく，ただ削減措置が最も具体的なこととして進行しただけであったのだから。

今や地方財政に根本的に手を加える一脆弱な財政基盤を改めるか，国政委任事務のおしつけ，その最大のものである教育費の地方負担をやめるか，いずれかを選ぶ一ことが残された方法であった。

然るに政府は，「市町村義務教育費国庫負担法」改正によって従来7千万円であった国庫負担金を8千万円に増額しただけであった。その際に発せられた内務省地方局長，大蔵省主税局長，文部省普通学務局長連名の通牒が，僅かな財政的措置の目的をよく示していた。通牒はいう。

「近時教育費ノ増加ニ伴イ市町村ノ負担著シク加重セシモノアルヲ以テ之カ緩和ノ趣旨出テタルモノニ有之候……増加交付セラルヘキ額ヲ小学校教員俸給ニ充当スルコトニ因リテ生スル余裕金ハ全額之ヲ市町村ノ負担軽減ニ充当シテ戸数割若ハ家屋税附加税其ノ他ニ於テ制限外ノ課税ヲ為シ負担過重ニ亙ルモノ等ニ付減税ノ途ヲ講セシメ……本法改正ノ趣旨ハ教育改善ノ目的ト併セテ考慮セラルヘキモノ……」[36]

解決さるべき課題に照してみるまでもなく単なる弥縫案でしかなかった。この通牒が用いた教育の文字は，教育費削減に対する教育界の批判と全額国庫負担を要求する世論をあざむき，かつ教員の動揺を抑えるためのものであった。

それはまた，金額の少なさからいって地方財政「窮乏」の救済措置としてもあまりに効果の薄いものであった。

「もし……全額負担は今日決する必要なく，ただ財政の緩急をはかって，国庫負担金を増額するのだとすれば，今日の財政状態は決して一千万円を地方財政に補助するまでに緩ではない…」[36] との指摘は政府に対する鋭い皮肉であった。一方での削減措置，一方での国庫補助増額，矛盾した政策ではあったが，緊縮財政と恐慌のさなかの増額の意味はあったのである。「民政党の在野時代の口約」[37] を欺瞞的に「実現」することによって，中小地主層をひきつけ，地方行政・支配機構の維持をはかろうとしたのでる。

1932 (昭和7) 年度から三年間の時限立法として「市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法」

が成立し，国庫補助がさらに増えたが，地方財的の「窮乏」にとっても教育費削減にとっても依然として弥縫策でしかなかったのは，「此ノ補助金ハ立案ノ精神ニ明カナル如ク先ツ之ヲ市町村立尋常小学校教員ノ俸給費ニ充ツル」(1932. 9，学務部長会議における鳩山文相訓示)[37] ものであることがしばしば強調され，市町村業務教育費国庫負担金事務主任会議 (1933. 9) なるものが開かれなければならなかった事情，すなわち本来“ヒモ付”であったこの種の補助金が流用されざるを得ない地方財政の状態に照してみても明らかであった。

したがって，文部省にとって，国庫補助金が徴々たらざるをえず，しかも地方行政に何の権限をもたない以上「……監督指導宜シキヲ得テ国家永遠ノ大計ナル教育ノ効果ヲ減退セシムルコトナク，克ク教育当事者ヲシテ益々教育精神ヲ旺盛ナラシメ，国民精神ヲ作興シ国運ノ進展ニ貢献スル覚悟ヲ以テ事ニ当ラシムル」(1931. 1，学務部長会議における田中文相訓示)[39] と教員にたいする監視統制「教育精神」の呼吹のみが，ただひとつ最も具体的で確実なこととして進め得る政策であった。教育費の削減に際して，文部省の役割はほとんどこの点にあったといって過言ではない。

教育費負担を地方財政におしつけるあり方は，1930年代にいたって，地方財政「窮乏」と教育費削減というかたちで，もろくもその矛盾をさらけ出した。これに対する政府の財政政策も，一方での戦争の拡大に伴ない軍事費調達がその最重点課題であったから，客観的には地方財政制度と教育費負担の抜本的改編を迫られながらも，具体的現実的財政措置は弥縫策たることを免れることは不可能であった。にもかかわらず，満洲事変以降，国家財政における軍事費の増大に対応して地方財政における国政委任事務費負担の急速な増大 (1934年，道府県では73.8%，市町村では42.1%)，公債，戦時特別課程など地方財政への負担の転嫁はその激しさを増し全面的な財政制度の改編は一層強く志向されなければならなかった。

＜註＞

1) 宇佐美誠次郎『満州侵略』「日本歴史」，20，1968. 2，岩波書店，215ページ
2) 同　上
3) 内務省地方局「地方財政概要」
4) 藤田武夫「日本地方財政発展史」1949. 12，河出書房，239ページ
5) さしあたり，同上書第四章第二節「義務教育費国庫負担金の意義」(237～267ページ) を参照されたい。
6) 石戸谷哲夫「日本教員史研究」1967. 1，講談社，421ページ
7)「教育週報」第187号，1928. 12. 15
8)「東京朝日新聞」1930. 3. 10
9) 野尻重雄『最近農村問題としての小学校教員俸給末払問題の検討』「帝国農会報」第22巻，第2号，1932. 2，19ページ
10)「帝国教育」第608号，1932. 8，56ページ
11) 岡田計介『市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法の改正事項について』「文部時報」第526号
12)「東京朝日新聞」1931. 1. 16
13)「東奥日報」1930. 12. 30，「青森県教育史」資料編第4巻，1971. 3，青森県教育委員会，666～667ページ
14)『冷害に伴う凶作の対策』「帝国教育」第663号，1934. 11，43～48ページ
15) 藤井利誉『教員給末払の現状と対策』「帝国教育」第696号，1936. 10，64ページ
16)「東奥日報」1936. 12. 7，前掲「青森県教育史」第4巻，908ページ
17)「東京朝日新聞」1930. 3. 21
18)「同　上」1930. 4. 25

19)『昭和11年度秋田県教育会大会記録』「秋田県教育」第181号, 1936. 5, 70ページ
20)「東京朝日新聞」1929. 9. 6
21)「同　上」
22)「内務時報」第506号, 1929. 8. 7, 13～14ページ
23)「東京朝日新聞」1929. 9. 4, 社説
24)「同　上」1930. 3. 20
25) 同　上
26)「同　上」1930. 4. 1
27) 同　上
28)「同　上」1930. 4. 7
29)「同　上」1930. 8. 14
30)「文部時報」第356号, 1930. 9. 1, 6ページ
31)「東京朝日新聞」1930. 10. 3
32)「同　上」1931. 6. 5
33)「内務時報」第601号, 1931. 6. 10, 15ページ
34)「東京朝日新聞」1931. 4. 7
35)「内務時報」第558号, 1930. 8. 6, 4ページ
36)「東京朝日新聞」1930. 4. 2, 社説
37) 同　上
38)「文部時報」第427号, 1932. 9. 21, 3ページ
39)「同　上」第371号, 1931. 2. 11, 15ページ